

(作為的相場形成)

適用例 :一度に大口の注文を発注した場合

< 事例 >

執行担当者が特定銘柄の終値が X円未満となることを意図し、大引け間際に X-1円で、当該銘柄の大量の売り注文を一度に発注した。

< 論点 >

上記事例は、作為的相場形成 (証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 3 号) にあたると考えられるか。

< 判断内容 >

同条は、「一連の有価証券の売買取引」と規定されていることから、本件のように、一度の発注の場合についても同条の「一連の」に該当するかが論点になるが、一度の発注でも、市場の状況、発注数量、発注時刻によっては、相場の変動やぐげ付けなど作為的相場形成を行うことが可能であることから、一度に大量の注文を発注した場合についても同号は適用されるものとする。